三　災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を総合的かつ集中的に行うために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。
四　災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
２　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。
（組織）
第九条　本部は、船舶活用医療推進本部長、船舶活用医療推進副本部長及び船舶活用医療推進本部員をもって組織する。
（船舶活用医療推進本部長）
第十条　本部の長は、船舶活用医療推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。
２　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
（船舶活用医療推進副本部長）
第十一条　本部に、船舶活用医療推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。
２　副本部長は、本部長の職務を助ける。
（船舶活用医療推進本部員）
第十二条　本部に、船舶活用医療推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。
２　本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。
（資料の提出その他の協力）
第十三条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
２　本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
（事務局）
第十四条　本部の事務を処理させるため、本部に、事務局を置く。
２　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
３　事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。
（政令への委任）
第十五条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）
１　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（検討）
２　本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

内閣総理大臣　菅　義偉
厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　赤羽　一嘉
防衛大臣　岸　信夫

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月十八日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第八十号

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律

目次
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　共済事業等
　第一節　認可（第三条―第六条）
　第二節　業務（第七条―第十六条）
　第三節　経理（第十七条―第二十四条）
　第四節　監督（第二十五条―第三十六条）
　第五節　共済契約の移転等（第三十七条―第四十条）
第三章　解散等（第四十一条―第五十三条）
第四章　共済募集（第五十四条・第五十五条）
第五章　雑則（第五十六条―第六十四条）
第六章　罰則（第六十五条―第七十三条）
附則

第一章　総則

（目的）
第一条　この法律は、中小事業主に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者等の安全及び健康の確保並びに福利厚生等の充実を図るため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を確立し、もって中小事業主が行う事業に従事する者等の福祉の増進に資することを目的とする。
（定義）
第二条　この法律において「中小事業主」とは、次に掲げるものをいう。
一　常時使用する労働者の数が三百人以下である事業主
二　資本金の額又は出資の総額が三億円以下である事業主
三　労働者を使用しないで事業を行うことを常態とするもの
四　前三号に掲げるものに準ずるものとして厚生労働省令で定めるもの
２　この法律において「中小事業主が行う事業に従事する者等」とは、前項第一号又は第二号に掲げる者に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者及び中小事業主（法人その他の団体であるときは、その代表者）をいう。
３　この法律において「労働災害」とは、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第一号に規定する業務災害及び同項第三号に規定する通勤災害をいう。
４　この法律において「労働災害相当災害」とは、商業、工業、サービス業その他の事業の事業主（法人その他の団体であるときは、その代表者）及び当該事業に従事する者（労働者である者を除く。）の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下この条及び第四条第二項において同じ。）のうち、労働災害に相当する災害をいう。
５　この法律において「労働災害等」とは、労働災害及び労働災害相当災害をいう。
６　この法律において「労働災害等防止事業」とは、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図る事業をいう。